

第八期東京都障害者施策推進協議会  
(第2回総会)

平成29年6月20日

福祉保健局

(午前 10 時 02 分 開会)

○高橋会長 それでは、よろしいですか。ちょうど 10 時になりました。定刻でございますので、ただいまから第八期東京都障害者施策推進協議会の第 2 回の総会を開催をいたします。

前回、第 1 回では東京都障害者計画、それから第 4 期の障害福祉計画の実施状況についてご審議をいただきました。第 2 回目となる今回からは、平成 30 年度から、新たな東京都障害者計画・第 5 期障害福祉計画についての審議に入っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から委員の出席状況等及び配付した資料等につきましてのご説明を、よろしくお願いをいたします。

○渡辺課長 障害者施策推進部計画課長の渡辺でございます。今回から事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

以降、着席して説明させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席をありがとうございます。

本日の出席状況について説明させていただきます。

本日は、委員では、石川委員、坂本委員、曾根委員、山田委員からご欠席の連絡をいただいております。現在、佐々木委員と平川委員がまだお見えになっておりませんが、ご出席いただけるかと思っております。したがって、現在、定員 20 名のところ、14 名のご出席をいただいておりますので、協議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。また、専門委員につきましては、大塚委員、笹生委員、嶋津委員、水野委員、山下委員からご欠席の連絡をいただいております。

なお、前回ご欠席で、本日が第八期目の発足後初めてのご出席となる方がいらっしゃいますので、ここでお名前をご紹介させていただきたいと思っております。名簿の順に従いましてご紹介申し上げます。お名前をお呼びさせていただきますので、ちょっとご起立をいただけるとありがたいと思っております。

まず、協議会委員のほうは、小澤温委員でございます。

それから、平川委員はまだお見えでないので、専門委員の佐田光三郎委員でございます。

柴田洋弥委員でございます。

鈴木卓郎委員でございます。

次に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に、今日お配りしました会議次第というのにとじてございます資料でございます。次のページに、めくっていただきますと、配付資料の一覧がついておりますが、これに従いまして、ご確認をいただければと思っております。右上のほうに資料の番号がついてございます。

資料1-1、東京都障害者施策推進協議会条例でございます。資料1-2、条例の施行規則でございます。

それから、資料2-1としまして、推進協議会の委員名簿。2-2が推進協議会の専門委員の名簿。それから、資料2-3が専門部会の委員名簿の案でございます。それから、資料2-4、東京都障害者施策推進協議会の幹事の名簿でございます。

資料3が、第八期東京都障害者施策推進協議会の審議事項についての案でございます。資料4、第八期東京都障害者施策推進協議会の開催日程（案）。

ここからが資料5になりまして、資料5-1、障害福祉サービス等の活動指標。これが2枚ものです。それから、資料5-2、地域生活の整備状況。資料5-3、福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績でございます。次が、資料5-4、障害者計画に係る計画事業の進捗状況としまして、少し厚いものになっております。

それから、資料6になりまして、第5期障害者福祉計画等に係る国の基本指針（概要）でございます。

それから、資料7、障害者基本計画（第4次）の骨子案の概要でございます。

それから、資料8としまして、東京都地域福祉支援計画の策定についてというものがございます。

資料1から7は、事前にお送りさせていただいたものと変更ございませんので、よろしくお願ひします。資料8のみ、今日、追加となっております。

それから、委員の方の机には、参考資料として置かせていただいているものがございます。

参考資料1が、前期の第七期の東京都障害者施策推進協議会の提言でございます。

参考資料2が、現行の計画です。東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の冊子が置いてございます。

その下に、参考資料3としまして、東京の福祉保健2017 分野別取組の抜粋。

参考資料4、2017年版 東京の福祉保健。

参考資料5、第5期障害福祉計画に係る基本的な指針。厚労省の告示でございます。

参考資料6は、障害者基本計画（第4次）の骨格案。これは内閣府の資料でございます。

こちら、机の上に置いてございますので、ご確認ください。もし資料がない方は挙手いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

なお、本協議会の審議資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいております。また、本日、傍聴者の方もいらっしゃいますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。大変膨大な資料でございますが、事前に配付もしていただいておりますので、ご確認ください。もし不備があれば、事務局のほうにお申

しつけいただきたいと思えます。

それでは、議事に入りたいと思えます。

第1回の総会では、施策の実施状況の監視、監視というのは、これは多分モニタリングの日本語訳でございまして、監視はちょっと物騒な意味もありますが、そういうことではなくて、進捗状況をきちんと精査して、問題があれば意見を申し上げるといふ、そういう趣旨でございまして、審議をしていただきました。

本協議会の任務は、条例第2条――今日、置かせていただいていますかと思えますが、障害者計画に関すること、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議することという、これが私どものミッションでございまして。第2回目以降は、主として、新たな障害者計画・障害福祉計画について、いわば、これから策定をしていただくものでございまして、これについて審議をしてまいります。

具体的には、資料3に審議事項の案がございまして、これに沿って事務局からご説明、お願いをいたします。

○渡辺課長 それでは、資料3の第八期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）をごらんください。

読み上げさせていただきます。

東京都は、第七期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成27年4月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者総合支援法に基づく第4期東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

東京都障害者計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者がいきいきと働ける社会」、「全ての都民が共に暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成29年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第4期東京都障害福祉計画では、平成29年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

平成30年度からの新たな計画の策定にあたっては、これまでの達成状況と課題を点検しつつ、国の施策の動向や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催なども見据え、障害のある人もない人もお互いに尊重しあい、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。また、これまで東京都障害福祉計画の一部としていた障害児の支援について、児童福祉法に基づく第1期東京都障害児福祉計画として策定する必要がある。

本協議会においては、こうした国の施策の動向等も踏まえ、新たな東京都障害者計画及び第5期東京都障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

記です。

障害者・障害児の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害者・障

害児施策のあり方について。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

従前に加えまして、障害児福祉計画というものが、これは法改正に基づいて入ったということでございます。そういう意味で、障害者・障害児という、そういう形でポツで結びついて、いわゆる、より総合的な障害計画になっていくということでございますが、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ございましょうか。

はい、どうぞ。

○佐田委員 障都連の佐田です。

本文自体というのはこれでいいとは思いますが、いくつかちょっと、本文中に少し加えてほしいなということがあるんですけど、よろしいでしょうか。

例えば、中段部分の「国の施策の動向」とあるんですが、本当に障害者施策をこれからつくっていくわけで、そういう意味では、障害者権利条約とか、そういうのをぜひ文言として盛り込んでいただければというふうに思っています。それが一つです。

それからあと、その二つ下のところでしょうか、「障害者が地域において自立して生活できるよう」とあるんですが、このあたりについても、さらっとというよりも、私としては、どの地域に住もうと、ひとしく自立した生活ができるようにとか、そういう形で、今の課題なんかも盛り込んだ形で、ちょっと文言が盛り込めないかどうか、諮っていただければと思っております。

以上です。

○高橋会長 前のご質問については、とりあえず、「国の施策の動向」の中に、権利条約作用が含まれているというふうに、一応ここで共通理解をとるといえるのはいかがですか。もっと積極的に入れるべきという、そういうお考えでしょうか。

○佐田委員 方向というのは、やっぱりとても大事なところではないかなと思っておりますが、そういう意味で、本当に都民の皆さんにも、今の動向を、障害者の動向なんかをきちんと知らせていく上でも、その辺は大事にしておいたほうがいいのではないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○高橋会長 わかりました。それでは、ちょっとご意見を。

今の佐田委員は、ご提案と受けとめて、委員の皆様のご意見をちょっと承らせていただきたいと思っておりますがいかがですか。

より趣旨をはっきりさせてほしいという、そういうふうに受けとめておりますが。

それでは、ちょっと事務局と相談をさせていただいて、どういう形で対応できるかにつきましては、事務局と私のほうで相談をさせていただくということで、よろしいかな。

○渡辺課長 はい。

○高橋会長 それで、追って、もし修正ということになれば、皆様に、ここを修正しましたというようなことをお知らせするという、そういう手続で、とりあえず、ご提案を受

けとめさせていただくということ。

○渡辺課長 はい。結構でございます。

○高橋会長 それでは、そういうことで。

ほかに何かなければ。結構、今日は盛りだくさんでございますので、事務局から説明のありました事項を、今、申し上げましたような若干の修正もあり得るということで、お含みいただいて、本協議会として審議を進めて、意見の取りまとめという、これが大変膨大な作業になろうかと思っておりますが、進めさせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、事務局から、専門部会の設置について提案があるようでございますので、説明をお願いいたします。

○渡辺課長 それでは、説明させていただきます。

審議事項につきまして、それぞれの専門のお立場から具体的な検討課題について議論を深めていただく場として、専門部会の設置を提案したいと思います。

資料1-2をごらんください。

東京都障害者施策推進協議会条例施行規則の第1条第1項に、「協議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる」とございます。この規定に基づきまして、専門部会の設置をしたいと思います。

なお、専門部会委員及び部会長につきましては、会長が指名することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋会長 それでは、事務局から、今、説明がございましたとおり、私から専門部会の委員を指名させていただきたいと思えます。

資料2-3、東京都障害者施策推進協議会専門部会委員名簿（案）というものが、皆様のところに配付されていると思えます。20名の委員から構成されております。ごらんのとおりの、一々お名前を読み上げますと、ちょっと煩瑣<sup>はんき</sup>になりますので、読み上げは省略をさせていただきますが、20名の皆様に、専門部会委員をお願いすることにさせていただきたいと思えます。ひとつよろしく願いいたします。

部会の取りまとめを行う部会長については、松矢委員に、前期もお願いをいたしまして、引き続きということになりますが、ひとつよろしく願いを申し上げます。

よろしゅうございましょうか。松矢先生、ひとつよろしく願いをいたします。

どうぞ、ご発言ください。

○松矢委員 ありがとうございます。松矢でございます。

会長からのご指名ですので、前期に引き続き、専門部会の部会長を務めさせていただきます。ご協力よろしく願い申し上げます。

これから専門部会を運営していくに当たりまして、私から一つお願いがあります。

前期の部会でも提案させていただきましたけれども、この部会には、さまざまな障害のある当事者の方々が委員になっておられます。そこで、皆様に、事前に準備をして、余裕を持ってご参加いただきたいと思います。これは毎回そういうふうに願ってい

るところでございます。そのために、資料をご提出される場合には、各回のテーマに沿って、2週間前までに事務局にご提出いただくようお願いいたします。

委員の方々は、この皆様からのご提案を、各委員の当事者団体の方々の代表者といういろ相談してから専門部会に臨んでおります。その時間がどうしても必要なんですね。そのことをご了解願って、ご提案も、わかりやすく簡潔に、要点をきちっと書いていただいて、そういう形で資料の提出をお願いいたします。限られた時間で有意義な議論を進めるために、専門部会委員の皆様のご協力をお願いいたします。どうもありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それぞれの当事者の議論がきちんと、この計画に反映させるように、それから、先ほどおっしゃった多様な障害者の当事者団体、当事者の組織がございますから、横に連携するということが大変大事かと思いますので、そういうことを含めて、2週間というのはなかなか厳しい日程かもしれませんが、ひとつ、部会長のご提案をよろしく受けとめて、ご協力をお願いをする次第でございます。

それでは、松矢部会長、ひとつ取りまとめ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員の皆様もひとつ、やはり今回の障害者計画は、非常に大事なポイントになる、時代的にというふうに思いますけれども、そういう意味では非常に、別にオリンピックがあるから、ないからではなくて、東京というまちのあり方にとって、障害者の問題をきちんと、これまでも努力は続けられてきたわけでございますが、改めて、この問題は非常に大事な時期になっているかなというふうに思っておりますので、非常に重要な計画、先ほど申し上げましたように、障害児の計画も、独立してというか、一つの大事な領域として、きちんと計画領域として上げられたということも、大変画期的でございますので、そういうことを含めて、よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、本協議会の審議日程について、事務局から説明をしてください。

○渡辺課長 それでは、審議会の審議日程ですけれども、資料4をごらんください。

第八期の協議会につきましては、2月に第1回総会を開催しまして、計画の実施状況等についてご審議いただいたところでございます。本日、第2回総会以降は、新たな計画策定についてご審議いただくこととなります。

先ほど、専門部会の設置をご承認いただきましたので、今後、専門部会において、具体的な検討を進めてまいりたいと存じます。専門部会につきましては、資料4に記載にとおり、年内の日程と大まかな議題を一応割り振らせて決めさせていただきましたが、今後の事情により変更の可能性もありますので、ご了承をお願いいたします。その際には、事前に連絡をさせていただきます。

第1回の専門部会ですけれども、7月10日、地域におけるサービス等提供体制を中心に検討いたしたいと思っております。地域生活基盤の整備や障害福祉サービスの提供などが

この回の議題となります。

第2回専門部会は、8月上旬の予定でございます。議題といたしましては、地域生活移行の取組状況、障害児支援を予定しております。

第3回専門部会は、9月上旬の予定でございます。議題といたしましては、就労支援策の取組状況、共生社会実現に向けた取組状況を予定しております。

10月の第4回の専門部会では、障害福祉計画の部分について、それまでの第3回までの議論を取りまとめまして、11月の第5回では、障害者計画の対象となる障害福祉以外の部分について取り上げて、議論を整理してまいりたいと思います。

12月の第6回には、これまでの議論を整理しまして、翌年度の1月に第3回総会を開催して、提言を取りまとめていただくことを予定しております。

なお、先ほど松矢部会長からご提案がございましたが、各回の議題に関しましては、ご意見や資料を提出される場合には、おおむね会議の2週間前に事務局にご提出をお願いいたしたいと存じます。資料の提出についての詳細につきましては、事務局から別途お知らせをさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

はい、柴田委員。

○柴田委員 そうしますと、例えば教育については第5回と、考えてよろしいのでしょうか。

○渡辺課長 そうです。はい。

○柴田委員 そうですか。はい、わかりました。

○高橋会長 よろしゅうございましょうか。

はい。

○中西委員 中西です。

この部会の目的というのは、地域で障害者が自立して暮らせるという目的だと思うんですけども、サービス提供についての議論は1回だけで、その中で、人権侵害問題、虐待問題というのが施設で多発しているわけですけども、知的の行動障害がある人たちの問題というのは、どこの場面で議論できるのでしょうか。

○高橋会長 何についてですか。そこが、ちょっと音がよく聞き取れなかったのです。ごめんなさい。

○中西委員 この中では、地域生活における障害児支援を何か中心に今年度やりたいような意向が見えているんですけど、成人の障害者でも、地域移行がまだできていない重度行動障害の問題があって、この人たちは、施設で虐待され、グループホームで虐待され、親を暴行を加え、地域で暮らせなくなってきていると。その中で、重度訪問介護が、今、地域の自立生活に使えるようになってきて、光は見えてきたんだけど、実施しようと



すると、現実にはいろいろな壁がある。市町村は、身体障害者の重度障害者には24時間の介護サービスを出すけど、知的や精神の人たちには出さないという問題があって、いっこうにこれが進まないんですね。だから、重度訪問介護の利用というのは、知的・精神ではまだ二、三十名と言われていています。

そういう意味で、こういう問題をどこで議論したらいいのか。施設の虐待の問題、グループホームの虐待の問題、そして地域移行のサービスの不足というような、三つどもえの問題があるわけですが、障害児童の問題は、家族が負担が重くなるという問題で捉えて、地域での家族にかわる支援者というのを設定していかなきゃいけないわけですが、地域の相談機関はできたけれども、そういう意味でのサービスが、不足しているのが東京都の現状で、これを何か解決するのが、この部会の目的だと思うんですけども、今回、どうも、パラリンピックとかいろいろなことをやりたいようなので、実際、議論が、第1回目、2回目、7月、8月程度のところでの議論しかできないということになると、現実には先に進むことができないなというふうに思いますけど、ちょっとそこについて、どういう計画なのか、東京都と座長のほうにお伺いしたいと思います。

○高橋会長 非常に大事な問題をご提起いただきましたが、計画の審議というルーチンと同時に、非常に深掘りした検討が必要なご提案をいただいているような気がいたしますが、この件について、何かありますか。

○小澤委員 小澤です。

実は、これ多分この後の説明にあるかと思うんですが、国の指針というのがございますよね、資料6に。これは、今回の第5期計画は、その他検討事項というところに、虐待防止とか、意思決定支援、そして、私、実は差別解消のほうの協議会の委員長といたしましては、障害を理由とする差別解消の推進という、全部第5期障害福祉計画の新議題なんですね。なので、これは私の関わっているような委員会での議論の進捗状況と、こちらのほうの専門部会の議論の進捗状況と、どういうすり合わせをするのかなというのは、それだけちょっとタイムスケジュール的にも知りたいというのが、ちょっと今、中西委員のご発言を聞きながら思った次第です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局の考え方をちょっと。

○渡辺課長 中西委員、小澤委員からいただいたご意見でございますけれども、部会の割り振りは、おおむね分野を、大体大枠でお示したものでございまして、まず中西委員のほうからご提言をいただきました問題については、それぞれ、地域サービスの回とか、地域移行、障害児、全てかかわるところがあるかと思っておりますので、その都度、随時ご意見をいただければと思っております。

それから、差別解消とか、そういったものについては、東京都のほうでも、今、条例の検討部会等をしてしておりますが、それはあくまで別のところで協議体を立ち上げてやっ

てございますので、第3回の共生社会実現に向けた取組のあたりで、進捗状況等をご報告させていただくような形で、整合性をとってまいりたいと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

今の中西委員のご提案の趣旨は、国の指針の話もございますし、もう一つ重要なのは、区市町村の障害福祉計画というか、東京都でいくら頑張ったって、現場でやってくれないと、充実したサービス体制を、基盤、それからいろいろな考え方、地域住民のこの課題への考え方とかということを含めて、そうしますと、東京都は、各区市町村の計画、障害者施策の動向等も集約しながら、東京都としての考え方を提示すると。

それから、今、小澤委員からご指摘ございましたような、それぞれのテーマにかかわるいろいろな検討機関がございますので、それらとの調整等々。そして、多分、障害者施策につきましては、かなり量的な施策の整備について、見通しを共有したものをつくり上げるというのが趣旨になりますが、その前提となります考え方というか、そこら辺については、なお専門部会の審議でも、なかなか時間的にも難しいかなということになりますと、関係方面と調整をしながら、深掘りする機会とか、ある意味でいえば、論点を少し、専門部会の作業の中からもお出しいただいて、また、必要な検討の場を設定するとかという、いろんな工夫があろうかと思っておりますので、これはぜひ専門部会の審議の中で進めていただいたら大変よろしいかと思っておりますし、集約した議論は、限られた時間ではございますが、総会でも改めてまた提起をしていただくということもあろうかと思っております。

それぞれ非常に大事な論点でございますので、ひとつよろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。

ほかに……。

○中西委員 提案があるんですけど。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○中西委員 この専門部会、これだけの回数しかできないと思うんですよね。そうすると、深掘りした議論というのは、ワーキングチームをもう一個つくって、今、解決できていない問題を、少人数でいいですから、知的の地域移行にかかわる団体が入ってもらって、そこから提言を上げてもらうと。

国のほうでは、拠点事業という相談事業の拠点化というのを提案されているわけですが、東京都は一向に予算をつける気がないみたいで、この問題も含めて、虐待等を含めた、何か小委員会的なものをぜひ設立していただきたいと思っております。

○高橋会長 それでは、その点につきましては、これから、専門部会長を含めて、どういう取り扱いにするかはご検討をいただく、事務局と調整をしながらご検討をいただくという、そういうことで、ひとつよろしくお願いいたします。

ここでは、どうしてもこの協議会の性格上、先ほど条例の話もございましたが、かなりオーバーオールの議論をするというのがミッションでございますので、掘り下げた議

論をどういうふうにするか、これは専門部会の検討の中で、ちょっと宿題になっていますが、部会長、ご苦勞をおかけしますが、よろしくご検討のほどをお願いするということでもいいですか。

- 松矢委員 今の中西委員のご提案ですけど、毎回出るんですね。ですから、時間が、余裕があれば、ワーキンググループの必要性というのは、私、いつも考えますけれども、私自身は、比較的時間の調整はできますので、あとは、東京都のほうの事務局体制ですよ。いろいろ公務もある中で、どれだけそういう会場設定からできるかどうかという、その辺のところもご検討いただいて、なるべく与えられた、この各テーマの部会の中で処理をしていきたいというふうに思います。

ですから、各専門委員の皆様方は、その当事者団体でいろいろな課題とか、特に人権侵害の問題等、そういうものは資料等で出していただいて、なるべく委員の方々に共有していただくという方法で進めていかざるを得ないところがあると思うのですが、そういうことを含めて、少し事務局と打ち合わせてみたいと思います。

- 高橋会長 はい、どうぞ。

- 中西委員 先ほど、教育の問題は、第5回ですかというふうに言ったんですが、やはり第2回に障害児支援についてというのが入りまして、今回は、障害児福祉計画を策定する新しい課題があるんですが、障害児福祉計画ではあるんですが、その中には、特に児童の問題は教育との関係を抜きには語れませんので、第2回の障害児支援のところ、障害児教育についても取り上げる、それとの連携のあり方も検討するということで、特に教育関係の方のご出席、資料等もあるようでしょうから、第2回のところに取り上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 高橋会長 ありがとうございます。よろしく。

大変、これ、1回で済ますにはとても大変なテーマが全部並んでおりますので。しかしながら、やっぱり時間の制約があることは厳然とした事実でございますので、その中でできるだけ効率的な運営というか、効率的な運営と同時に、先ほどから松矢先生がご指摘いただいたように、それぞれの当事者団体の持っているビビッドな課題を素材にしながらかつて計画がつくられるということはとても大事でございますので、そういう作業と、それから、これは大きな、東京都の計画は区市町村の計画策定と連動してくるわけでございますし、東京都が数字をまとめたところで、それはどうしようもなく、区市町村でそれをきちんと実施していただかなければならないということも含めて、相当複合的なつくり方をしなければいけないという、そこら辺は事務局も頑張ってください、松矢専門部会長のご指導のもとで、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

ほかに何か。

- 松矢委員 よろしいですか。

- 高橋会長 はい、松矢委員。

- 松矢委員 今のところはとても重要なんですね。障害児施策と、それから教育のほうは、

個別の教育支援計画があり、福祉のほうは障害児サービス計画があつて、それをきちっとやるということがとても、今、重要なんですね。一人一人の権利ニーズを受けとめるために。ですから、そういう配慮は、この討議のところではしたほうがいいと思います。

それから、その他のところでは、文部科学省が障害学習について、障害者生涯学習支援企画室というのをつくりまして、国の施策として、学齢期から学校卒業後の教育、スポーツ、文化、芸術等の支援を本格的に開始するようになりました。そうしますと、今まで障害者施策の中で文化・スポーツが入ってきていますよね。その辺のところを複合的に検討するという、これは前々、生涯学習はご意見がありましたよね。ですから、そういうことで、スポーツ、文化、芸術等の、そういう余暇活用、生涯学習については、「者」のところの課題とまた合わせてやるという、要するに成人後の課題ですね。そういうめり張りをやっぱりやっていかないと、全部、東京都の必要な施策が出てこないように思うので、かなり時間の制約がある中で大変なんですけども、何とか事前にいろいろ資料等を提供するような形で、各専門部会の委員にご協力いただきながら進めなければいけないかなというふうに思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今、スケジュールのことにいろいろと質問が出ていますので、私も二つほど質問をさせていただきたいと思います。

一つは、今年度、こちらの会のほうで、障害福祉計画、あと障害児福祉計画を策定することになっていますが、と同時に、今年度は、他分野の計画、例えば保健医療計画ですとか、高齢者の保健福祉計画なども同時に新しい次期の計画を策定することになっているかと思うんですね。

その中で、例えばこちらの障害福祉計画を策定する中で、例えば他の分野の計画に対して、ほかの計画にこういうことを入れ込んでほしい、こういうような論点を入れ込んでほしいということ、私たちの計画の側から提案していきたいということが出てくると思うんですよ。その場合には、先ほどの事務局の説明のように、やはりそれぞれの部会の中で出たことを適宜やっていくという形になるのか、あるいは、他分野の計画に対して、こちらから提案するようなことは、それはそれとして、何かしらの取りまとめをする機会をつくったりするというふうなことで進めていくのかという、ほかの計画との連動性とか、内容の検討みたいところで、一つ質問をしたいというのが1点です。

もう一つは、これもスケジュールのことで大事なことかと思うんですけれども、今回の計画をつくるに当たって、国の施策の中では、平成32年度末に、長期入院の患者の方が地域生活にどのぐらいの方が移行するかという、その数を、基盤整備の数、これを勘案しながら、32年度までの障害福祉サービスの見込み量、必要量などを検討していくというふうなことが出されているかと思うんですね。後で、第5期の国の指針の話が

出ると思うんですけれども、しかも、それは東京都が、ある国のつくった式を算定して出して、それをさらに、市区町村のほうにその数を知らせていくというふうなことが言われているかと思えますので、東京都がまず、その基盤となる数値を早く出さないと、市区町村のほうの障害福祉計画でも、それを市区町村ごとにどのぐらいの数を見込んでやったらいいのかということがわからなくて、具体的な議論ができないんじゃないかということも懸念されますので、そのあたりの一番大もとになる数値というのを、どのタイミングで東京都は出せるのかということをご質問したいと思えます。

○高橋会長 なかなか厳しいご質問をいただいていると思えますが、答えられる範囲で。  
はい。

○渡辺課長 まず最初に、第1の質問なんですけど、他の計画との整合性ということで、鈴木委員がおっしゃるとおり、本年は福祉保健局の計画の改定が重なる年になっておりまして、それぞれの計画がかなり限られた時間でやっております。今、出席していただいていますように、それぞれの計画の所管をしていただく関係の部長や課長に、幹事として出席していただいております。そういったことも含めまして、それぞれの計画の中での整合性というのを、事務局のほうでも図っていきたいというふうに考えております。

また、地域移行の目標なんですけれども、ちょっと今、いつということでも申し上げるのは難しいんですけれども、国の指針に対して、地域移行の目標をどういうふうにしていくのかというあたりは、今のところ、29年の8月の中旬の地域移行の回のときに、少し実態の数字等も見ただ上で、さまざまなご意見をいただいて、検討をしていきたいと思っております。

今ちょっと申し上げられるのはそのぐらいなんですけど、申しわけないですが、よろしいでしょうか。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、松矢委員。

○松矢委員 そういう各委員会が並行しているようです。特に、小澤委員のほうの差別解消もあるし、今、鈴木委員のおっしゃっているように、精神保健のほうも動いていると。その辺のところは、私のところでよくわかっていないと、うまくさばいていけないというところがあるので、そういう委員長レベルの調整のあれなどを情報提供していただくということが重要かと思うので、よろしくお願いします。

○高橋会長 非常に障害者計画は多様な顔を持っているということと、インターフェースというか、相互関係が非常に深くなっていると。これはちょうど、たしか今日は、地域福祉支援計画の説明も多分あるかと思えますが、それから、もちろん、国は、共生型とか、いろいろな地域共生社会も含めまして、総合的なアプローチ、分野の充実と同時に、総合的な相互関連というか、そういうことに物すごく関心、視野が広がり始めている、そういう意味でも今回の計画は大変大事な計画だというふうに思っておりますが、なお、技術的には相当膨大な作業が後ろに控えておりますので、そういうことを含めまして、

委員の間で情報をきちんと共有しながら、事務局の作業を受けとめていただきますようにというお願いを申し上げて、あと、佐田委員からお手が挙がりましたか。

はい。

○佐田委員 さっき言ったように、相当な量の論議をしなくちゃいけないんですが、特に今年は、児童福祉計画というのか、障害児福祉計画も入ってきますよね。そうすると、これ多分、障害児支援で論議したものの、最終的にまとめていくという話になると、そんなものでいいのかなという感じもしています。もう少し何とか論議の時間というのは割けないものかどうなのかという、その辺がちょっと気になるところかなという感じがします。

○高橋会長 これは、専門部会でご苦労いただくことにはなりますが、もう与えられた条件の中で、とにかくいつまでにつくるということが決まっておりますので、その中で最善の努力を尽くしていただくということしか、今の時点では言えないなというふうに思っております。具体的な作業の中で、それをどういう形で、リソースというか、資源をどこに配分していくかという、そういうことが、多分、松矢部会長にご苦労をおかけすることになるのかなと思っております。大変これは、事務局もその分、頑張っていたかかないかということになりますけれども、テーマが非常に重要になって、やっぱり計画というのはそれだけの重層性というんですか、いろいろなものが重なって相互規定し合うということはなかなか難しいのですが、与えられた時間を上手に使っていただいて、何とか作業を進めていただくということで、これはとにかく船はもう出さなければいけないという、そういうことかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをするとしか言いようがありません。余り今から心配をしてもしょうがないというのがございます。

そういう意味でいえば、計画として見取り図的に鳥瞰<sup>ちようかん</sup>できるような計画をつくるというのは非常に重要な作業でございます。なお、個々のいろいろな課題は、そこからまた出てくるわけで、そこら辺はどういうふうに課題を宿題として出していくかというのは、これから作業の中でいろいろ工夫をいただくということかと思っております。

ちょっと時間も、進行の関係もございますが、この進め方については、その次にもう一回言及していただいて、もちろん、結構でございますので、次の議論ということで、専門部会に大分重い荷物をお渡しすることになります。ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしゅうございましょうか。

次の議題であります。東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の実施状況並びに第5期障害福祉計画の策定に向けた検討に関する資料について、これ、相当膨大な資料が用意していただいておりますが、取り急ぎ全体の説明をお願いをいたします。説明の後、また審議の時間をとらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○渡辺課長 それでは、議題の東京都障害者計画の実施状況等について、説明をさせていただきます。少々長くなると思いますが、よろしく申し上げます。

まず、実施状況でございますが、第1回総会では、平成27年度までの計画の実施状況についてご審議いただいたところですが、今回は平成28年度実績につきまして、今後の審議の参考としていただくために、速報値として、可能な限り取りまとめたところでございます。

まず、資料5-1をごらんください。

各年度におけます月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績を示してございます。各年度末月ですので、年度末の3月の給付の実績等をお示ししてございます。

平成28年度におきまして、まず訪問系サービスでございますが、見込みが94万8,740時間に対して86万7,733時間と、サービス量は見込みを下回っておりますが、サービス量全体としては、26、27、28年度と毎年度ごとに増加傾向にございます。

それから、次に、生活介護のところから就労支援Bまでの日中活動系サービスについてでございます。この合計につきましては、サービス量の見込み、81万5,191人日分に対しまして87万2,231人日分ということ。それから、利用者の見込みで見ますと、4万6,747人に対して4万8,137人ということで、ともに見込みを上回ってございます。日中活動系サービスのサービス種別で見ますと、就労移行支援ですとか、就労継続支援A型、それとB型などが見込みを大きく上回っているところがございます。それから、その下でございます療養介護については、利用者数の見込み、1,308人に対しまして、1,315人と、ほぼ見込みどおりとなっております。次に、短期入所ですけれども、サービス量の見込み、3万4,408人日分に対しまして3万5,457人日分と、見込みに対しまして微増となっております。

次に、居住系サービスでございます。居住系サービスにつきましては、共同生活援助（グループホーム）でございますが、利用者数の見込み、9,085人に対しまして9,223人と、見込みを上回っております。また、施設入所支援では、利用者数の見込み、8,523人に対して8,571人と、ほぼ見込みどおりとなっております。

それから、相談支援でございます。相談支援につきましては、利用者数は、26、27、28年度と増加をしているのでございますけれども、28年度については、いずれの種別も見込みを下回る状況となっております。

次のページをごらんください。

障害児に対するサービスの見込み及び実績を、同じような形で示してございます。障害児通所支援の中では、上から二つ目の放課後等デイサービスの量の見込みが、11万5,065人日分に対して、14万9,589日分。それから、利用者の見込み、1万746人に対して1万3,046人分と、見込みを大きく上回っております。26年度実績に対しましても、サービス量でいいますと188%、利用人数増でいいますと165%ということで、かなり大きな伸びとなっております。ほかのサービスにつきましては、実績は伸びておりますものの、見込みからは、下回る状況になってございます。

それから、障害児の入所支援、それから障害児相談支援につきましては、ほぼ見込みどおりの状況となっております。

次に、資料5-2のほうに移らせていただきたいと思います。

これは、地域生活基盤の整備状況でございます。現行の計画では、障害者・障害児地域生活支援3カ年プランによりまして、事業者負担は8分の1にまで軽減する特別助成ですとか、定期借地料への補助などの都の施策を講じまして、地域生活の基盤となるグループホームなどの整備促進を進めているところでございます。

まず、グループホーム等につきましてですけれども、この表のところでございますように、3か年で2,000人分の定員を増するという計画をしておるところでございます。7,221人に対して、2,000人増で9,221人の定員確保を目標にしているところですが、平成28年度末では、8,374人分の整備がなされているということで、整備自体は進んではいるんですけれども、若干、3年分のうちの2年目でするので、それに対しては伸び悩んでいるのかなというところでございます。

以下、同じように示しておりますが、日中活動の場につきましては、3か年で4,500人の定員増ということを計画しておるところでございます。それで、現在、計画では4万7,240人の定員確保を目標にしまして、平成28年度末で4万6,805人ということで、こちらは着実に整備が進んでいるところでございます。

短期入所につきましてですけれども、3か年で220人分の定員増を計画しておりますが、29年度末には1,096人というのを目標としておりますが、平成28年度末では、963人ということになっております。

それから、その下の児童発達支援センターは、3か年で10カ所増ということを計画しておりますが、29年度末には40カ所の整備を目標としておりますが、28年度末では32カ所ということで、短期入所と児童発達支援センターについては、ちょっと計画値に届いていないのかなというところでございます。

それから、資料5-3のほうに移らせていただきたいと思います。

こちらは、福祉施設入所者の地域移行に関する実績ということで、第4期障害福祉計画で掲げる数値目標に係る実績をお示ししてございます。

まず、1番目の地域生活移行者数につきましては、第4期障害福祉計画における目標を、一番右側の上でございますが、平成25年度末時点の入所者数の12%である890人というふうに目標で定めてございます。平成28年の実績ですけれども、317人ということで、25年の入所数の4%という実績となっております。

それから、次に2番目、入所施設の定員数につきましては、計画の目標値は、一番右にありますように、7,344人としております。これは、平成17年の定員数を上回らないということで定めてございますが、平成28年度末は7,436人ということになってございます。こちらが、福祉施設入所者の地域生活の移行に係る実績でございます。



それから、次のページをごらんください。

こちらは、入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る実績ということでお示ししてございます。こちらは集計の作業がまだ精査中でありまして、第1回の総会でお示した資料から更新はしておらないのですけれども、ご案内いたしますと、1の入院後の3か月の退院率でございますが、計画における目標を64%としておりますが、26年度では60.6%となっております。

2のほうの1年後の退院率につきましては、計画における目標が91%以上というふうにしておりますが、26年度時点では88.2%となっております。

それから、3の1年以上の長期在院者数につきましては、計画における目標は、平成24年6月末時点の長期在院者数から18%削減するということで、9,643人としておりますけれども、これに対しまして、平成26年度は1万8,058人となっております。

次のページをごらんください。

続いては、地域生活支援拠点の整備状況でございます。第4期の計画では、国の指針に即して、平成29年度末までに、各区市町村に少なくとも一つ、この地域生活支援拠点というものを整備していくという方向性にしてございますが、平成28年度末では、整備済みが3区、それから整備中が9区市、それから検討中であるとご回答いただいた区市町村が50区市町村となっております。こちらのほうにつきましては、下に参考として、地域生活支援拠点等の整備について、ちょっと書かせていただいているんですけども、下から4行目の\*印のところですが、地域生活支援拠点ということで、障害者の地域生活を支援する機能を施設に付加するような形のもの、面的な整備ということで、地域における支援の機能をいくつかの機関が分担して、機能的に整備するという面的整備というものがございまして、今、整備中、整備済みというふうにご回答いただいた区市町村の整備については、この面的整備をさせていただいているという状況になってございます。

それから、国のモデル事業につきましては、八王子市と大田区が実施したということになっております。

次のページに移らせていただきますが、次のページにつきましては、一般就労への移行に係る実績でございます。

1の区市町村の障害者就労支援事業の利用による一般就労ということでは、計画における目標を2,500人としており、平成28年度実績は1,913人となっております。

それから、2の福祉施設における就労から一般就労への移行では、計画における目標が2,140人となっておりますが、28年度の実績については、ただいま調査中となっております。

3の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合でございますが、計画における

目標値は50%以上ということになっておりますが、28年度実績は46.4%となっております。

次のページですが、こちらは、労働施策との連携による福祉施設における就労から一般就労への移行のものをまとめたものでございますが、ごらんとおりの実績となっております。28年度の実績については、調査中のものが多いのですが、新しく入れました、上から2番目の公共職業安定所における利用者の支援実績、それから、福祉施設から一般就労への移行者のうちトライアル雇用の開始者数という四つ目につきましては、数字が入ったものにつきましては、いずれも目標値を上回っている状況となっております。

その次のページをごらんください。

次に、資料5-4につきましては、障害者計画では、障害福祉計画の対象となっている施策を含めて、それ以外のものを含めて、五つの目標ごとに計画対象事業を、247の事業につきまして、平成28年度末の状況を記載しておりますが、おのおのの事業の説明については、時間の関係もございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

なお、1点だけ説明をさせていただきますと、前回、宮澤委員からご質問のあった、鉄道駅総合バリアフリー推進事業というのがございまして、こちらの基本構想を作成済みの区市のほうを、前回、区市町村の数だけをお示ししていたところ、実際につくっている区市の具体的な名称を示していただけないかというご質問だったかと思っております。こちらのほうにつきましては、この資料の44ページのほうに、27年度、28年度の区市町村数に合わせまして、28年度、20区9市と、また一つ増えているんですけども、具体的な区市の名称を入れさせていただきました。ということで、こちらをご覧くださいいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、こちらの実績の資料のほうにつきましては、また、ご覧いただければと思っております。

急ぎ足ですけれども、その次に、資料6の第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針というのをご覧ください。

厚生労働省より、平成29年3月31日に、この指針に関しまして、先ほどもご意見がありましたけど、告示が通知されております。前回ご説明した部会の検討時点での報告から大きな変更ということはございませんが、改めて、第4期、前期の指針から変更のあった点等について、要点をご説明させていただきたいと思っております。

まず、基本指針の趣旨の部分でございます。今回から、先ほどからも出ていますけれども、障害児支援の提供体制を確保するというところで、「第1期障害児福祉計画の作成」という文言が加わりまして、ここが新たに明確に位置づけられたところでございます。

それから、次に、基本理念というものについてでございます。これまでの基本理念に加えまして、4番、5番というところで下線が引いてございますけれども、「地域共生

社会の実現に向けた取組」、それから、「障害児の健やかな育成のための発達支援」ということが、文言が追加されてございます。

それから、次に、成果目標の設定でございます。

まず、国の指針のほうの1番で、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございませうけれども、施設入所者の「9%以上」、前期、12%以上だったものを、9%が地域移行するという目標と、それから、施設入所者の定員を「2%以上」、前期は4%以上ということで示されておりましたが、こちらが2%以上を削減するということが設定されております。

それから、次に、2番の精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築ということですけども、こちらのほうでは、この地域包括ケアシステムの構築を目指しまして、全ての障害保健福祉圏域ごと、あるいは市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を、32年度末までにするということが、一つ設けられているのと、それから、退院率につきましては、入院後3か月に加えて6か月、それから、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値がそれぞれ69%、84%、90%というふうに示されたところでございます。

それから、地域生活拠点支援のところは変更はありませんが、引き続き、各圏域、各市町村に一つ整備するという目標が設定をされているところでございます。

それから、4番ですね。福祉施設から一般就労への移行では、福祉施設利用者のうち一般就労を支援するものについて、28年度の実績の1.5倍以上と。前期は2倍以上ということだったんですけども、1.5倍以上とすること。それから、就労移行支援の利用者数を28年度末の利用者から2割以上ふやすこと、また、新たに、就労定着支援による支援開始、こちらの1年後の職場定着率を80%以上とすることという、この定着支援の部分が新しく加わっております。

それから、5番目、障害児のサービス提供体制の計画的な構築としまして、こちらのほうでは、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。それから、すべての区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。それから、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所整備するということ。それから、30年度末までに、各都道府県、圏域、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携して、医療的ケア児の支援なども含めて協議の場を設置するということが基本とすることが盛り込まれてございます。

次のページが、その他の検討事項でございませうけれども、その他の検討事項としましては、障害者虐待の防止から9個の事項がありますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料7のほうをご覧くださいませ。

内閣府におきまして、現在、平成30年度から34年度までの、こちらのほうは5年間を計画期間とする、第4次の障害者基本計画の策定に向けて検討がされてございませう。

す。こちらのほうは、5月29日に、国で、障害者政策委員会が開催されておりますので、その配付資料に基づいて、事務局のほうで要約したものでございます。

この5月29日の委員会では、新たな計画の総論部分の骨子案というのが示されて、おおむね取りまとめに至ったものというところですので、その基本的な考え方のうち、各分野に共通する横断的な視点といったあたりを中心にご紹介をさせていただければと思います。

各分野に共通する横断的視点でございますけれども、(1)といたしまして、障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保ということで、私たちのことを、私たち抜きに決めないでという考え方のもと、障害者が意思決定過程に参画すること、それから、障害者の視点を施策に反映することなどが掲げられてございます。

それから、第2の社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上といたしましては、社会的障壁の除去ということを強調いたしまして、そのために、差別の解消に向けて社会のあらゆる場面でアクセシビリティを向上させる視点を取り入れること、ということが掲げられております。

それから、3番目の当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援ということでは、ライフステージを通じて適切な支援がされること、それから、各分野の有機的な連携、切れ目のない支援といったようなキーワードが掲げられておるところでございます。

それから、1枚おめぐりいただきまして、4番ですけれども、障害特性等に配慮したきめ細かい支援ということでは、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえることが重要ということで、発達障害、それから難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害というものが例示をされております。

それから、5番目ですけれども、障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難な状況に配慮したきめ細かい支援が必要であるといったことが掲げられてございます。

それから、6番目は、PDCAサイクルを通じて実効性のある取組の推進ということが掲げられております。

それから、このほかに施策の円滑な推進として、連携・協力の確保をしていくということのほかに、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進として、「「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値を社会全体で共有できる共生社会の実現を目指し、国民の理解促進に努める」という文言が盛り込まれておるところでございます。

ちょっと長くなりまして申しわけございませんが、事務局からの説明は以上でございます。

- 高橋会長 非常にたくさんの資料を駆使しながらご説明をいただいたのですが、最後は、国の基本指針、障害福祉計画の基本指針と障害者基本計画の骨子案ということで説明があって、これが国の考え方でございます。

それから、厚くとじた資料は実績で、先回は途中までの実績で、最新年度のデータに即した補足をしていただいて、その中から大事な、サービス量、地域生活、地域生活移行等に関して、それから就労の状況等のサマリーの、集約したデータをご説明をいただきました。これが全体のこれからの部会の基礎資料でございますので、専門部会のみならず、全体の委員会として、現況、それから考え方を共通理解として共有しておきたいという趣旨でご報告をいただきました。

ご質問がございましたらぜひお願いしたいのですが、これから専門部会で審議が、それぞれの個別で進みますので、個別の議論につきましては、できればそちらのほうへ譲っていただきたい。むしろ、今日は、事務局説明を踏まえて、専門部会の議論のオリエンテーションというか、本全体の委員会として、専門部会にこういう検討をしていただきたいという、そんな趣旨も含めたご意見を中心にいただければ、大変、専門部会の進行上よろしいのではないかと、そんな形で少し趣旨をご理解の上、ご発言をいただきたいという、そんなことで大変恐縮でございますが、ひとつよろしくご協力をいただきたいと思っております。

もう時間がちょっと限られておりますが、一応、ご発言をまずしたいという方は、今、お手を挙げていただいておりますので、菊地委員から手前へ行きましょう。はい、どうぞ。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

精神障害者の増加というものに基づいて、結構、精神障害者対策が進んでいるというのは本当にありがたいことなんです。今、ご説明のあった、内閣府の資料の一番最後のところに、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値を社会全体で共有できる共生社会の実現を目指し」とこういいます。これはなぜ出てきたかと申しますと、言うまでもない、相模原の津久井やまゆり園の事件等を踏まえた文言だと思うんですね。

非常に分厚い資料なんです。51ページに、「206 精神保健知識の普及・啓発」ということがあります。それから、その次の「207 福祉教育の充実」という点がありますが、ここの充実が必要だと思うんですね。というのは、どういうことかと申しますと、津久井やまゆり園の犯人は、ナチスの優生思想に基づいた事件を起こしたと、はっきり言っているわけですよ。

ところが、じゃあ一体ナチスの優生思想とはどういうことかということに関する教育というのはなされていないんです。私も、自分で勉強して、ナチスが障害者を殺したと、T4作戦という作戦を実施して、たくさん殺しているわけですね。そういう過去の歴史についての教育というのはなされていないんですよ。

ですから、そういう教育をすることによって、そういうことが大変なことなんだということを、みんなが意識を共有できるわけですね。そういうことをしておかないと、何もわからないで、津久井やまゆり園の犯人みたいに殺しちゃうという事件が起こりかね

ないと思うんですね。

ですので、ぜひ、そういう過去の、ナチスだけじゃなくて、優生思想というものはどういう思想なのかと、そういうことを教育すると。教育するというか、優生思想というものがいいことだということでは、もちろん、ないわけですから、どこが——そういうことが何かいいように見えるんですよね。いいように見えるんだけど、なぜだめなのかということが、内閣府のここに書いてある、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という、本当に当たり前のことが、津久井やまゆり園の事件によってもう一度出てきたということなんです。

ですから、ここはしっかり踏まえた上で、反優生思想という教育を徹底して行わないと、また事件が起こってしまうということですので、そういう、明確に、反優生思想という意味での教育を、これは国のことにも関係することなので、東京都だけということではないんですけれども、提案したいと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、佐田委員から。

○佐田委員 本当に、数字をいろいろとありがとうございます。一つお願いなんです、またちょっと仕事をふやして本当に悪いなと思うんですが、この、いわゆる数字上の変化があるんですが、そのあたりの分析を出していただけると、今後の専門部会での論議に生かしていけるのではないかなと思っていますので、そのあたりをぜひお願いできればというふうに思っています。よろしくお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、柴田委員、それから鈴木委員の順番でご発言いただければと思います。

○柴田委員 障害者計画と、それから障害福祉計画との両方を議論するのですから、全体的に障害福祉計画に重点が置かれていますが、やはり障害者計画についてきちんと押さえるべきであって、特に、先ほどから出ています、権利条約の批准以後、権利の主体者としての障害者の主体性、意思決定支援等にどう取り組んでいくのかということが、大きな課題になっていると思います。

例えば選挙についての支援がこの間かなり急速に進んでいます。特に知的障害を持っている方の投票参加というのが進んでいるんですけども、そういう権利についての問題とか、あるいは、成年後見制度が非常に使いにくいという問題があって、これ等も今後大きな課題になるだろうと思いますね。

それから、年金。障害基礎年金と障害厚生年金の問題があります。障害厚生年金には、1級、2級、3級まであるけども、障害基礎年金には1級と2級しかないの、3級該当の人が厚生年金が受けられない場合は支給がないという問題とか、やはり社会的障壁の除去とか差別の解消というような議論をする場を、この中で設けていただきたいとい

うふうに思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、鈴木委員。

○鈴木委員 部会の議論に入る前に、ちょっと皆様と共有しておきたい点だけ、2点ほど提案をさせていただきたいと思います。

1点目が、資料6の国の指針の書かれている資料の中の、1枚めくっていただいて、2ページ目に当たるところなんですけれども、成果目標の2番が、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」というふうに、国の指針では、文言になっていますね。これが、なぜか、今回、国は、長期入院の方の退院というような、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」という文言を外して、このような文言に変えたんですね。

ただ、この指針の具体的な内容を見ると、やはり精神障害の方の地域生活への移行に関することが書き込まれておりますので、提案としては、2番の成果目標の題目そのものを、例えば、「社会的入院・長期入院を解消するための精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」というふうにするとか、あるいは、「入院中の精神障害者の地域生活移行を促進する、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築」というふうな文言に、きちんとやはり表題の中に、社会的入院、長期入院の問題に取り組むために、このケアシステムを構築するのだということがわかるような表題に、ぜひ変更を、東京都の計画では、していただきたい。それを皆様にご提案したいと思います。それが1点です。

もう一つは、同じところの、これは国の基本指針のほうの本文の丸ポチの二つ目になりますけれども、先ほども私が指摘したところと同じことなんです、「都道府県は、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する」というふうになっていますね。国も、その式を提示を実際にしているんですけれども、これは、退院する方の目標値を設定するだけではなくて、この32年度末に、精神病床から長期入院していて、地域移行をしてくる方の数、その数の推計値で、それ以外の障害福祉サービスのさまざまなもの見込み量も、そこに勘案して設定するよということ、国はやはり基本指針の中で明記しているんですよ。

ですから、この数をきちんと計算して、最初に出すことが、全ての障害福祉サービスの見込み量に影響してくることになりますので、先ほど課長のほうから、8月の地域移行のところというふうなお話がありましたけれども、この計算式そのものがどのぐらい整合性があるかというのは、出してみないとわからない。正直、数字を見ないとわからないと思うんですけれどもね。ただ、国が提示している計算式で、きちんと、まず一番最初に、その数を出して、それから専門部会の議論が始められるように、東京都には、ぜひ計算をしていただきたいということ、改めてお願いしたいと思っております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

非常に重要な提案、非常に具体的な提案をいただいております。これは、事務局として受けとめていただいて、これは、とりわけ専門部会の審議にもなりますので、松矢部会長ともご相談しながら、どういう形で整理するかということは、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つは、おっしゃるとおりで、基本法に基づく障害計画というのは非常に、それこそ東京都のあらゆる部局が全部絡むような、分野横断的な、そういう性格を持って、先ほど、教育の問題が出て、教育庁の話もございまして、交通都市整備の話もございまして、これは福祉のまちづくりと深くかかわるわけですが、それから、多分、住宅の話は、必ずしも明示的には出ておりませんが、住宅の要確保者に関する大変大きな制度改正が、今国会で成立すると、セーフティネット法の改正がございまして、これは障害の地域居住への基盤づくりとしては非常に可能性のある改革でございまして、これはどうしても高齢者の問題として住まいを捉えられがちなのですが、これは、国の住宅局は、明確に、障害者ということをきちんと念頭に置いたセーフティネット法の改正がございまして、それから、単に障害者だけを生活させるのではなくて、さまざまな人たちと共同して生活するというところを、民間活用を含めて、やりたいというような、そういう具体的な制度改正があると。これは障害計画の理念と、ある意味では非常に整合的な制度改正も行われて、これは、たまたま私が関係している領域だから、ちょっと申し上げるということではなくて、それぞれの、もちろん、これは長年の懸案である、ホームから転落事故の問題は、これは交通の整備の話として非常に重要でございまして、

ということで、国として出している、そういう国の制度の問題と同時に、東京都として対応できる障害基本計画の施策でございまして、これはきちっと一つ一つ精査しながら、各担当部局と調整をしながらやっていただきたい。

それから、福祉計画のほうは、まさに市区町村が国の指針や東京都の考え方と調整しながら、区市町村が相当強力で――というのは、実はこの裏に財源問題がございまして、そういうことを含めまして、福祉サービスを着実に充実させていくということの議論も、東京都としていろんな形で具体的な数値として提示することが、市区町村の政策推進のエンジンというか、追い風になるという、そういう関係もあろうかと思っております。そこら辺を含めて、専門部会での深掘りした議論をぜひお願ひしたいと思っております。

なお、もうちょっと時間がございまして、ご発言を委員の皆様から。

それでは、笹川委員、それから中西委員の順序で、よろしくお願ひをいたします。

○笹川委員 東京都盲人福祉協会の笹川です。

先ほど、実績報告がございましたが、これは単なる数字の羅列にすぎなくて、障害者の実態というのは全然わかりません。今後、こういう実績報告をする場合は、少なくとも障害別、特に身体障害者の場合は4障害ありますから、それぞれの実態を把握できるような発表内容にしていきたいと思っております。

それから、これは福祉保健局の見解を伺いたいんですけど、今日でなくて結構でござ



います。

昨年4月から、ご承知のとおり、差別解消法が実施されました。その折に、教育委員会が、都の教師、職員を対象にしたハンドブックをつくりました。その内容を見てほしいという、そういう要望がありまして、中身を検討いたしました。その中で、「目が見えにくい」という表現はありました。しかし、「目が見えない」という表現はない。「目が見えにくい」と「見えない」との違いというのは、これは大変大きな違いです。もしこれが教育委員会だけでなく、東京都の見解として、目の不自由な者は「目が見えにくい」という表現に統一するのかどうか、この辺をはっきりさせていただきたい。

昨年の3月20日にハンドブックを持ってこられて、これでいいでしょうかと。もう、問題がなくても、発行していますからと。当事者の声は全然聞かないでつくっておいて、後で、これで同意しろというのは、こういうやり方は全く非民主的、障害者問題が全然頭がないということだと思いますので、少なくとも東京都の統一見解として、この「目が見えにくい」という問題をはっきりさせていただきたい。

実は、介護保険の認定基準をつくる時に、やはりこの「目が見えにくい」だけしかなかったんですね。で、私どもは、「目が見えにくい」と「見えない」は別問題だということで、修正を要求しました。結果的に、「見えない」も基準に入りました。これは、今日、越智さんがいらっしゃいますけども、聴覚障害についても、「聞こえにくい」という表現はありました。しかし、「聞こえない」というのはないんですね。この辺の考え方そのものがおかしい。全然見えない者といくらか見える者とは、はっきり違います。

ですから、もし、今後、福祉行政を進める上で、この辺が明確でなければ、大変大きな問題になりますので、部会の際に福祉保健局の見解、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

これは大変重要なお指摘でございますので、きちんと受けとめて、しかるべき形でお答えをいただくと。これから、教育庁からもお越しだと思いますので、ぜひ、この経過を確認をしていただくということで、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、中西委員。

○中西委員 二つあるんですけども、1点目は、このデータを見ますと、知的と精神の地域移行が目標値をはるかに下回って、実施できていないと。この原因が何にあるかというと、やはり地域サービスの不足にあるということで、重度訪問介護を、知的と精神ときちんと分けて、何時間、何人が使っているのか、どの程度の時間数を使ったか。これは、実態としてここが、サービスが充実しないと地域移行が進まないという関係性があるわけですから、我々、専門部会で議論をするのに、このデータはぜひ必要です。出していただきたいと思います。

第2点は、2020年パラリンピック開催、東京で行うわけですから、東京都が積極

的に、我々が従来求めているホームのかさ上げ、電動車椅子で車内にそのまま入れる、段差のないホームというのを、建設費含めて推進していただきたいと思います。ホームドアの設置というの、視覚障害者の転落事故、高田馬場駅、非常に多いわけですね。これをきちんと解消しないと、パラリンピックで外国から車椅子の方が大勢見えるので、車椅子で、いつも駅員がスロープを持ってうろうろしているというふうな状況を、東京都だけでも解消してもらいたいと思います。国の委員会では、もちろん要求しておりますけれども、東京都が率先してやるべき課題かと思いますが、これについても、きちんと位置づけを出していただきたいと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

初めのほうのご指摘は、先ほど、佐田委員でしたか、分析が必要だという、そういう話と深くかかわるわけで、なぜ目標値が達成できないかということについての分析が、これはそれなりに大変な作業だと思います。先ほど、国の計算式の話も出てきたわけですが、その妥当性から始まって、それぞれいろんな理由を想定せざるを得ませんので、なかなかこれは難しい問題なんです、それが理解がされないと、実は、対策の話にはならないということもございまして、大事な論点については少し、これは専門部会で議論するのもまた大変な話ではあると思いつつ、やっぱり若干気になる。数値は数値として、実績は実績というわけにもいかない。これは、だから、そこで理念というのがあるわけですから、理念というの、そういうかい離が起こった場合に、なぜそうなのかを理解しながら、理念に近づけていく、現実を近づけていく努力を、計画というの、実は要求しているわけで、それを放置しておいていいという話ではございませんので、そこら辺のことは、事務局としてはちょっと大変な作業もありますけれども、ぜひ、そういう議論をしないと、実は計画が、きちんとした計画になりませんので、数字の羅列、数量化というの、しばしば現実性のない数字を出す。これは、日本でも、経済計画が相当そういうことがあって、ある人はそれを、デコラティブプランニングという、装飾的、お飾りの計画だと呼んだことがございます。

そうではなくて、粉飾的計画だという人も、最近の何とかエコノミクスについて言う人もいますけれども、そうではなくて、これは行政計画でございますので、ぜひ行政が責任を持ってやるための目標設定でございますので、そういうことを含めたご指摘、大変重要なご指摘をいただいておりますので、全体としてそれが全部できるかどうかというのは、はっきり言って、私は可能だと。膨大な作業と、いろいろな仮説ですね。現実、なぜこうなるのかというのは、十分我々、知識は必ずしもきちんとしたものを持っている領域と、そうでないものがございまして、難しいのですが、ぜひ、そういう努力をしていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

ほかに何かご発言、委員の皆様からございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○眞壁委員 東京都精神保健民間団体協議会の副会長、眞壁です。

私はちょっと部会のほうに出られませんので、私自身の考えを述べたいと思います。

一つは、学校教育の問題です。前回もちょっとお話ししたと思うんですけども、精神障害、精神疾患についての学校での教育がきちっとされていないために、本当に、親も子供も、自分が発症したときに気がつかない。何が起きているのかわからない。そして、なかなか精神科に結びつかないというところが、非常に病気を重くしてしまっています。やはり早期発見・早期治療ということは、とても大事なことだと思いますので、学校教育の中で、その学年に応じて、病気のことについてしっかり教えてほしい。

それから、もう一つは、私、夏休みの教員の研修会なんかでちょっと呼ばれて、話をすることがあるんですけども、学校の教員の中で、先生たちも勉強していて、精神の問題について、薄々、クラスの子で、ちょっとこの子は精神の病気が発症しているんじゃないかなというふうに気がつくことがあっても、なかなか親に言えない。というのは、やはり担任が直接親に、「おたくのお子さん、ちょっと、病院に行ったほうがいいんじゃないですか」とか、そんなことを言うと、それこそ、素直に受けとめてくださる親御さんもいらっしゃるんですけども、でも、「えっ、うちの子をそんなふうに見ていたのか」というふうに、親は非常にショックを受けて、なかなか認めたくないというか、そういう思いもありますので、そこで担任との関係がうまくいかなくなってしまうので、うっかり言えないという話を聞きます。

ですから、教員にいろいろ研修会をやることも、もちろん大事なことですけれども、でも、先生たちが、その知識を知っているからといって、なかなか有効に生かすことができません。学校全体として本人を支援していく、お母さんたちの相談にも乗っていくという体制をきちっととっていかなければ、なかなか難しいことだと思うので、そこら辺の議論を、ぜひ部会のほうでもしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

大変大事なご指摘をいただきました。これは運営の仕方で、ちょっと質問なんですけど、専門部会は、専門部会の委員でない全体の委員の先生方の出席は、可能に、オープンにしていたか。というのは、もし、これはオブザーバー的な形でもいいので、自分の専門にかかわる議論が行われるときは、全体の委員会の委員の先生方もかなりご出席したいというふうにお考えの方もいらっしゃるのではないかと思います。そこら辺、ちょっと運営上の配慮をしていただいたほうがいいのかなという。

もちろん、専門部会の委員が基本的に審議をいたしますが、全体の協議会の委員の皆様方の出席を妨げるものではない、ぐらいいい感じにして、席の用意とか場所のこともあるのでちょっとあれでしょうが、そこら辺は後でご検討して、ご返事をいただけたらありがたいと思います。

松矢委員からお手が挙がっていました。はい。

○松矢委員 専門部会でいろいろ審議するとき、今日、ご説明があった、量的な評価を分析的にと、それをぜひやっていただきたいと思うんですが、専門部会は、障害者団体当事者の代表の方が出ておられるので、やっぱりそれぞれの団体の中でやっている調査、つまり質的な評価というのは、各専門委員会で掌握しているものがあると思うんで、そういうものも出していただく中で議論を進めていかないと、なかなか行政当局の量的評価というのは、クロス集計がなかなかできないので、出てこないということが大いにありますよね。

都の障害者実態調査では、相当クロス集計をしてもらったりしていますが、それでもなかなか難しい問題があるんですけども、各団体でやっている、当事者団体で掌握している障害者の方々の生活の問題、こういったところから出てくる質的な問題は、各委員の方々から出していただいて、そして深めていくということが大切なのではないかというふうに思います。

それから、相模原事件ですね。先ほど菊地委員のほうから出ましたけれども、とても重要で、もうこれは教育そのものの問題なんです。学校教育、特に小学校、中学校、高等学校の教育ですね。今度の学習指導要領の改訂、幼・小・中については、もう告示されましたけど、ここでは心のバリアフリーということが取り上げられています。小学校、中学校のほうで。まあ、高等学校も出ると思いますが、心のバリアフリー、これは文科省も非常に力を入れておられて、ぜひ東京都教育委員会で、今回の学習指導要領の改訂の中で、教育のバリアフリーをどういうふうに児童生徒にしっかり浸透させていくかというようなこと、これは、特別支援学校では選択機能を持っていますから、専門の教員を派遣するということができますし、それぞれの当事者団体こそが、こういうときに、学校における障害者理解で大いに――先ほどご意見ありましたけども、眞壁委員のから――そういうことを、団体のほうからわかりやすく、小学生、中学生、高校生に話していただくと。特に高校生ぐらいになると、かなりしっかりとした考え方を持ってきますし、次代を担う青年たちが、障害者の問題をしっかりと理解する、それがもう、第2の相模原事件を起こさないようにということだと僕は思っています。

私も、こういう本を書くということで、最近、小学校高学年、中学生向けに本を書きました。もう、どうしてもそこは避けられないですね。本当に真剣に教育委員会がやっていただきたいと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

非常に大事なご発言をいただきました。

そろそろ予定の時間をちょっとオーバーしておりますので、今日、それぞれの委員の皆様からご発言いただいたのを、事務局として受けとめていただくのと、専門部会での審議に反映していただくのと、大きく二通りのご意見をいただきましたので、ひとつよろしく願いをいたします。

あと、ご回答は、後ほど最後にしていただくことにして、事務局から報告が、そのほ

か、あるようでございますので、よろしく申し上げます。

○奈良部部長 平素よりお世話さまになっております。福祉保健局企画担当部長の奈良部でございます。

本日は、ちょっとお時間を頂戴しまして、東京都地域福祉支援計画の策定について、ご説明させていただきたいと思っております。

着座にて失礼いたします。

資料8をごらんください。

地域福祉支援計画は、都道府県が市町村の地域福祉計画の達成を支援するために策定するもので、これまでは、策定は任意でございました。東京都は、福祉改革推進プランですとか、福祉健康都市東京ビジョンなど包括的な、福祉を包括する計画を独自にこれまで定めておりましたので、特に、地域福祉支援計画は策定しておりませんでした。それが、今回、社会福祉法等の改正がございまして、この計画の策定が努力義務になりました。

ちなみに、都内の今の区市町村の状況ですけれども、地域福祉計画、あるいは、それに類する計画を策定しているところが、昨年のお我々の調査ですと、53区市町村ございました。これが、策定が努力義務化されたこと、あと、次の2枚目をごらんいただければと思っておりますけれども、先ほどからいくつかご議論いただいていたように、今年度、福祉分野の行政計画、改定の時期を迎えます。今、ご議論いただいている障害者計画、障害福祉計画のほかに、高齢の分野でも、高齢者の保健福祉計画も改定を迎えますし、あと、子供・子育てに関しましても、中間の見直しの時期になりました。

こうしたことも踏まえまして、都といたしましても、地域福祉支援計画を改めて、こうしたさまざまな福祉分野の計画との整合もとりながら策定をすることにいたしました。

ちなみに、検討体制をご覧くださいますと、策定委員会、学識経験者ですとか、区市町村の代表等を交えまして、策定委員会を立ち上げまして、そこで策定していくこととなります。来週の頭に、策定委員会第1回を開催する予定であります。ちなみに、この委員会に、高橋会長にも委員としてご参加いただくことになっておりますので、こうした、こちらでの議論等も踏まえながら、整合をとった形で計画を策定してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○高橋会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見。

はい、どうぞ。越智委員。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

委員の構成について、少々お伺いしたいことがあります。その中に、「関係団体2名」というふうに書いてございますが、具体的にどの団体の方でしょうか。

○奈良部部長 関係団体としましては、地域福祉支援ということですので、民生児童委員

連合会と、あと、社会福祉協議会のほうにお願いしております。

○高橋会長 よろしゅうございますか。

中西委員。

○中西委員 やはりこういう計画、福祉計画については、障害当事者がきちんと入るべきだと思うんですけども、一切検討をされなかったんですか。

○奈良部部長 こちらにつきまして、この協議会ですとか、あと、高齢のほうも計画の策定委員会を別に定めていますので、そうしたところのご議論を踏まえながら、整合をとっていきたいと思っていましたので、特段、こちらのほうに、特にそれぞれの当事者の方、ご参加いただくというよりは、各計画の策定の状況を踏まえてやっていきたいと考えております。

○中西委員 今は、完全参加と平等という、障害者の基本的な考え方、これは政策立案過程でやはり当事者が入っていく必要があると思いますので、もう一度ご検討をいただきたいと思います。

○奈良部部長 こちらの委員会につきましては、先ほども申しあげましたように、高橋会長にもご出席いただくことにしていますので、あと、計画のヒアリング等で、また、ご参加等を考えさせていただきたいと思いますので、そちらについてはご検討をさせていただきたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、佐田委員。

○佐田委員 地域福祉計画のことについては、恐らく障害のある人たちのことも相当関係してくるところがあるんじゃないかという感じがするんですが、そういった点では、経過なり、そういうことについての若干の情報提供はお願いできないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○奈良部部長 そちらにつきましては、各委員会の開催状況ですとか、あと、スケジュールのほうをごらんいただきますと、中間のまとめがございますので、パブリックコメント前にもきちんと提供をさせていただくつもりではおります。

○高橋会長 社会福祉法が今度変わりました。ということは、障害だけではなくて、高齢もですし、もちろん子供もそうですし、一体的な支援を行う拠点をどう整備していくかとか、いろんな議論がございますが、それぞれ個別では、それぞれのお立場からのご参加をいただきながら、地域福祉計画は、それを全部包含するというようなものでは、とんでもないことが起こりますので、そうではなくて、その中から、社会福祉法の趣旨に従いながら、それから支援計画でございますので、主役は区市町村ということで、それを東京都としてどう支援するかという、そういう視点で、これは参加も非常に重要なのはよく承知しておりますが、これは、今、事務方からお話しいただいたように、パブリックコメントやヒアリングや、いろんな形で、ぜひ。それから、こちらの部会にも適宜ご報告する。協議会、これ、高

齢もそうでございますし、そのほかの子供の部会もそうでございますし、地域福祉とか、いろんな形で多分調整をしていただけるといふふうに理解してございますので、ひとつよろしくご理解のほどをお願いいたします。

それでは、時間がそろそろもう来ておりますので、先ほどちょっと、事務局としてお答えいただかなきゃならないことがあれば、お答えいただくとしても——ないようでございます。また、追って、いろいろご説明を申し上げることもあろうかと思っておりますので、議事そのものは、今日、ここで終了をさせていただきます。

というわけで、協議会を閉会させていただきます。

事務局から連絡があるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○渡辺課長 本日は、貴重なご意見をたくさん賜りまして、どうもありがとうございます。いただいたご意見につきましては、次回の専門部会以降の議論に十分活用させていただきたいと思っております。

次回の専門部会ですけれども、第1回の専門部会、7月10日、月曜日の17時からを予定しております。会場につきましては、都庁内の会議室を予定しております。先ほど、松矢部会長からもご提案いただきましたように、資料等のご提出につきましては、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日配付しました資料のうち、参考資料とか、それから冊子につきましては、そのまま机上に残しておいてくださいます結構でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○鈴木委員 すみません。ちょっとそれで……。次の第1回目の専門部会の議題として、ここには、「地域におけるサービス等提供体制」といふふうにしか書かれてないんですけども、先ほど、松矢部会長も、毎回の部会の議論の内容に即した資料を出すようにいふふうなお話でしたので、これだけだと本当に、どこの部分の資料を出せばいいのかということが、ちょっと、ごめんなさい、私が初めて委員になったものですから、よく把握できてなくて、どのあたりのことを具体的には、この1回目では議論するというのを、もうちょっと説明していただけますかね。

○渡辺課長 すみません、事務局でございます。

一応、障害福祉サービスのそれぞれの、今日申し上げましたような法定の給付の計画ですとか、総合支援法に基づくサービス全般の基盤整備とか人材育成等々についてご意見をいただければと思います。また、関連する分野で、いつということじゃなくて、ご意見を出されたいとき等につきましては、事務局のほうに適宜相談していただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 どうぞ、事務局にいろいろお問い合わせをいただきながら、適切な資料の作成にご協力いただくということかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、松矢部会長以下、専門部会の委員の皆様、毎月1回ですが、どうも毎月1

回で終わるのかなと思いながら、心配しておりますが、そういうことで精力的なご審議をひとつよろしく願いをいたします。また、めどがついた時点で、もう一回協議会ということになるかと思しますので、ひとつよろしく願いをいたします。

どうも、今日はありがとうございました。

(午前 1 1 時 5 8 分 閉会)